

八街市いじめ防止基本方針（概要）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

○策定の意義

- ・すべての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身に付けることが、「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核

○いじめの定義

- ・児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

○市（教育委員会を含む）が実施すべき施策

（1）すべての教育活動を通じた心の教育の充実

- ・八街市幼小中高連携教育の推進 「連携共通6項目」

（2）「学校いじめ防止基本方針」によるいじめ防止等の推進

- ・具体的、実践的な指導等の実施

（3）研修の機会の充実

- ・各校のいじめ調査の結果を分析し、いじめの防止等の取組の点検・充実

（4）いじめに係る相談を行うことができる体制づくり

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣

○学校における取組

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

- ・学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置付ける
- ・児童生徒、保護者、地域に対して積極的に公表し、その理解を得るよう努める。

（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・管理職、生徒指導主事、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。
- ・スクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材も構成員に含める。

（3）いじめの未然防止・早期発見・いじめを認知した場合の措置

○重大事態への対処

※重大事態＝いじめにより、①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、②児童等が相当の期間学校を欠席すること（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある

- ・児童等からの申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査
- ・学校は速やかに認知報告（市立学校 → 市教委 → 市長）